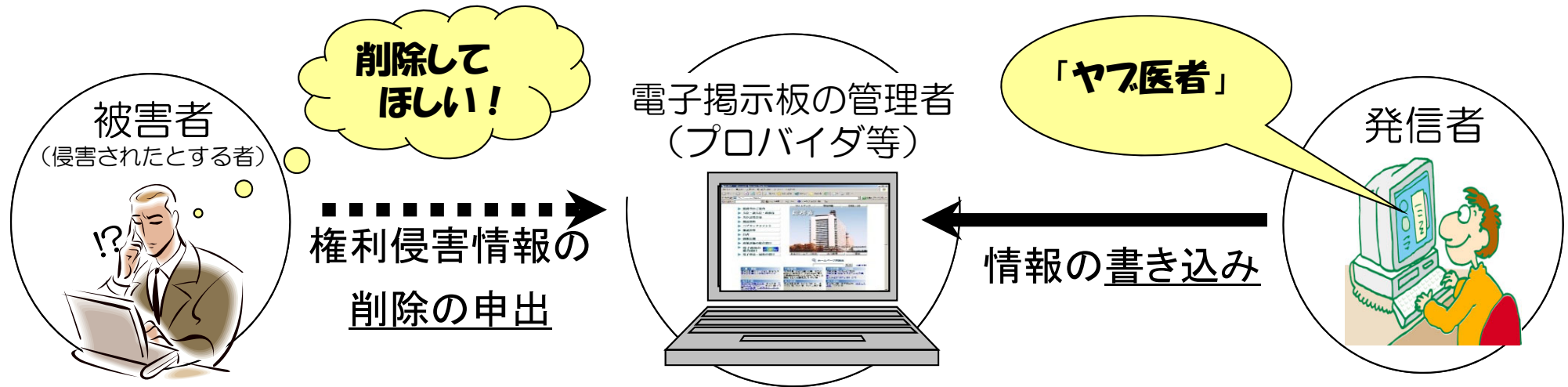


プロバイダ責任制限法の概要③ ～権利侵害情報の削除(第3条)～



<被害者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は削除しなくても免責

プロバイダ等による対応

削除せず

削除

<発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があった場合
- ② 削除の申出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合

は削除しても免責

